

議第 4 5 号

樫原市議会議員及び樫原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
 樫原市議会議員及び樫原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和 7 年 9 月 2 日提出

樫原市長 亀田 忠彦

樫原市議会議員及び樫原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 樫原市議会議員及び樫原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年樫原市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。
 （下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第 6 条 候補者は、<u>7 円 7 3 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第 8 条 樫原市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7 円 7 3 銭</u>を超える場合には、<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に	（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第 6 条 候補者は、<u>8 円 3 8 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第 8 条 樫原市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8 円 3 8 銭</u>を超える場合には、<u>8 円 3 8 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に

改 正 前	改 正 後
限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担) 第9条 候補者は、次条に規定する契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に檀原市におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を檀原市におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、檀原市におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担) 第9条 候補者は、次条に規定する契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に檀原市におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を檀原市におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、檀原市におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される檀原市議会議員及び檀原市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された檀原市議会議員及び檀原市長の選挙については、なお従前の例による。

理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に要する経費に係る

限度額を引き上げるもの

議第46号

檀原市職員の育児休業等に関する条例及び檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 檀原市職員の育児休業等に関する条例及び檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和7年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市職員の育児休業等に関する条例及び檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 (檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年檀原市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略)

改正前	改正後
(2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。） （<u>部分休業</u>の承認） 第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、</u>檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する<u>正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに</u>おいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間又は同条例第15条の3の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合に	(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業</u>の承認） 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、</u>30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間又は同条例第15条の3の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合に

改正前	改正後
あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u>

改 正 前	改 正 後
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 2 1 条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、橿原市の一般職の職員の給与に関する条例第 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 第 2 2 条 <u>第 1 4 条の規定は、部分休業について準用する。</u>	(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第 2 0 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 2 1 条 職員が<u>育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、橿原市の一般職の職員の給与に関する条例第 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第 2 2 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>

(橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年橿原市条例第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） (子育て部分休暇) 第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略）	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第20条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） (子育て部分休暇) 第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。<u>この条において同じ。</u>）が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条 任命権者は、橿原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年橿原市条例第1号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時</u>

改 正 前	改 正 後
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」とい	<u>両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 檜原市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第20条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談そ

改 正 前	改 正 後
う。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 い。 2 (略) 第20条・第21条 (略)	他の措置を講じなければならない。 2 (略) 第21条・第22条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は公布の日から施行する。

(檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の檀原市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 施行日前においても、第2条の規定による改正後の檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(檀原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 檀原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年檀原市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(給与の減額) 第14条 (略)	(給与の減額) 第14条 (略)

改 正 前	改 正 後
2 職員が橿原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年橿原市条例第1号）第20条の規定による<u>部分休業</u>又は橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定による介護休暇、同条例第15条の2の規定による介護時間若しくは同条例第15条の3の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合その他市長が定める事由により勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が橿原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年橿原市条例第1号）第20条の規定による<u>第1号部分休業若しくは同条例第20条の2の規定による第2号部分休業</u>又は橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定による介護休暇、同条例第15条の2の規定による介護時間若しくは同条例第15条の3の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合その他市長が定める事由により勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児部分休業の取得形態の見直しが行われるため、及び仕事と生活の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認の制度を設けるため、所要の改正を行うもの

議第47号

檀原市防災会議条例の一部改正について

檀原市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市防災会議条例の一部を改正する条例

檀原市防災会議条例（昭和38年檀原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（会長及び委員） 第3条 （略） 2～4 （略） 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 （1）～（6） （略） （7） <u>奈良県広域水道企業団檀原事務所長</u> （8）・（9） （略） 6～8 （略）	（会長及び委員） 第3条 （略） 2～4 （略） 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 （1）～（6） （略） （7） <u>奈良県広域水道企業団檀原・明日香事務所長</u> （8）・（9） （略） 6～8 （略）

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

理由 奈良県広域水道企業団檀原事務所が奈良県広域水道企業団明日香事務所と事業統合することに伴い、事務所名が変更されるため、所要の改正を行うもの

議第48号

檀原市文化財保護条例の一部改正について

檀原市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市文化財保護条例の一部を改正する条例

檀原市文化財保護条例（昭和49年檀原市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（組織） 第6条 （略） 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>（1） 市議会の議員</u> <u>（2） 学識経験者</u> <u>（3） 市の職員</u> 3・4 （略）	（組織） 第6条 （略） 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>（1） 学識経験者</u> <u>（2） その他市長が必要と認める者</u> 3・4 （略）

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

理由 執行機関の附属機関として、檀原市文化財審議会の委員の見直しを行うため、所要の改正を行うもの

議第49号

檀原市斎場条例の一部改正について

檀原市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市斎場条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市斎場条例（平成17年檀原市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後		
（葬祭場の使用等） 第7条の2 （略） 2 葬祭場は、前項の火葬の<u>前日若しくは当日又はその両日</u>に限って使用することができる。 別表（第8条関係） <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 備考 1 「市内」とは、死亡者が、死亡時に檀原市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。ただし、妊娠4ヶ月以上の胎児についてはその者の母（母が特定できない場合は使用者）、汚物等については本人（本人が特定できない場合は使用者）、小動物（犬猫等）については使用者が、第7条第1項に規定する使用の許可を受けようとするときに檀原市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。	（略）	（葬祭場の使用等） 第7条の2 （略） 2 葬祭場<u>を使用しようとする者は</u>、前項の火葬の<u>前日午前9時から当日午後4時まで</u>に限って<u>葬祭場を使用</u>することができる。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</u> 別表（第8条関係） <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 備考 1 「市内」とは、死亡者が、死亡時に檀原市の住民基本台帳に記録されている場合<u>又は使用者が、死亡者の配偶者若しくは一親等の親族であり、かつ、檀原市の住民基本台帳に記録されている場合</u>をいう。ただし、妊娠4ヶ月以上の胎児についてはその者の母（母が特定できない場合は使用者）、汚物等については本人（本人が特定できない場合は使用者）、小動物（犬猫等）については使用者が、第7条第1項	（略）
（略）			
（略）			

改 正 前	改 正 後
2・3 (略)	に規定する使用の許可を受けようとするときに檀原市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。 2・3 (略)

第2条 檀原市斎場条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前							改正後						
別表（第8条関係）							別表（第8条関係）						
区分			単位		使用料		区分			単位		使用料	
					市内	市外						市内	市外
火葬場	火葬炉	(略)					火葬場	火葬炉	(略)				
		小動物 (犬猫等)	1体につき	10kgまで	4,400	26,400			小動物 (犬猫等)	1体につき (合同火葬)	10kgまで	4,400	26,400
			10kgを超え5kg増すごとに	2,200	13,200	10kgを超え5kg増すごとに					2,200	13,200	
		(略)							(略)				
	(略)					(略)							
	(略)					(略)							

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年1月1日から、第2条の規定は令和9年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の檀原市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理由 檀原市営斎場の使用料に係る市内料金の適用範囲の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの